

仕様書

【一般事項】

1 適用範囲

- (1) この仕様書は「スケートボード環境調査業務（以下、「本業務」という。）」に適用する。
- (2) この仕様書に定めのない事項については、契約図書及び札幌市土木設計業務共通仕様書によるほか、本市の指示によるものとする。
- (3) 契約図書に記載された事項は、この仕様書に優先するものとする。

2 用語の定義

この仕様書において「指示」「承諾」及び「協議」とは次の定義による。

- (1) 「指示」とは、業務担当職員が受託者に対して指導助言することをいう。
- (2) 「承諾」とは、受託者が業務担当職員を経由して本市の承諾を得ることをいう。
- (3) 「協議」とは、本市と受託者の間に業務に関して疑義等が生じた場合に、業務担当職員と受託者が話し合い、疑義等を解決することをいう。

3 留意事項

受託者は契約の履行にあたって、次の各事項に留意のうえ、本業務を行わなければならない。

- (1) 契約金額には、必要経費一切を含む。
- (2) 定められた期間内に業務を完了するよう、作業の効率化・円滑化に努めること。
- (3) 契約図書及び本市の指示に従い、本業務の意図・目的を十分に理解したうえで、本業務にあたること。
- (4) 関係法規、規則等諸法令を遵守すること。
- (5) 受託者は、本市に対し、本件契約に基づく成果物（印刷物、提出された原稿・データなど全て）に関連する著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に規定する権利を含む。）を譲渡するものとする。
- (6) 受託者は成果物に関する著作者人格権を、本市又は本市が指定する第三者に対して将来にわたり行使しないこと。
- (7) 受託者は、本市に対し、第三者の著作権、著作者人格権及びその他特許権、商標権、肖像権を含むいかなる知的財産権を侵害するものではないことを保証すること。第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、受託者は自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ本市に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

- (8) 本業務に関して生じる問題点は、本市、受託者の双方が協議し、処理すること。
- (9) 本業務の履行においては、使用する製品等を含め、環境負荷の低減に努めること。

4 疑義の解釈

この仕様書に定める事項について疑義を生じた場合の本業務の細目については、本市と協議を行うこと。

5 業務担当職員

本市は、本業務の処理について必要な連絡指導にあたる業務担当職員を定め、受託者に通知する。業務担当職員を変更した場合も同様とする。

6 業務主任者

- (1) 受託者は、本業務の処理について業務主任者を定め、本市に契約締結後速やかに通知すること。業務主任者を変更した場合も同様とする。
- (2) 業務主任者は、本業務を運営・管理するうえで必要な能力と経験を有する者でなければならない。
- (3) 業務主任者は、本市との連携を密とし、適宜協議又は打合せを行いながら、誠実に業務を進めるものとする。

【履行】

1 提出書類

- (1) 受託者は、契約締結後速やかに業務着手届、業務主任者指定通知書、業務主任者経歴書、業務日程表を提出すること。特に、業務日程表については、事前に業務担当職員と協議し、承諾を得たものを提出すること。
- (2) 承諾及び協議は、原則として書面により行うものとする。また、本市の行う指示についても同様とする。

2 打合せ

- (1) 打合せは本業務着手時と中間2回及び成果品納入時において行うものとし、その結果を記録し、相互に確認するものとする。また、随時、簡易な連絡事項や進捗状況を電話やメールでやり取りし、相互に調整するものとする。
- (2) 本業務の実施にあたって、業務担当職員と業務主任者は十分な連絡を取り、その連絡事項を記録し、相互に確認するものとする。

3 事故及びトラブル報告

受託者は、業務の履行中に事故やトラブルが発生した場合、被災者がいる場合には被災者に対し適切、迅速に誠意をもって対応することとし、直ちに本市に報告するとともに、業務事故報告書を速やかに提出すること。

4 業務の完了

- (1) 受託者は本業務を完了したときは、速やかに業務完了届及び業務実施報告書、その他成果品一式を製本（カラー）1部と電子データにて提出すること。なお、成果品の提出にあたり、事前に内容について本市と協議し、本市指示事項を含めた内容で作成し、承諾を得ること。なお、成果品の詳細は、下記業務内容のとおり。
- (2) 受託者は、本業務が完了したとき、受託者の責に帰すべき理由による成果品の不良箇所が発見された場合は、速やかに訂正、補足、その他必要な措置を講じること。

5 個人情報の取り扱い

本業務を処理するにあたって、個人情報を取り扱う際には、別記「個人情報取扱注意事項」を遵守すること。

6 業務の履行期間

契約締結日から令和5年1月24日(火)まで

7 納入・検査場所

札幌市建設局みどりの推進部みどりの推進課（札幌市中央区南1条東1丁目大通バスセンタービル1号館6階）

個人情報取扱注意事項

（個人情報を取り扱う際の基本的事項）

第1 受託者は、この契約による業務を処理するにあたって、個人情報を取り扱う際には、個人の権利利益を侵害することのないように努めなければならない。

（秘密の保持）

第2 受託者は、この契約による業務を処理するにあたって知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。

2 受託者は、その使用する者がこの契約による業務を処理するにあたって知り得た個人情報を、他に漏らさないようにしなければならない。

3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

（再委託等の禁止）

第3 受託者は、この契約による業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ、委託者が書面（当該書面に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）により承諾した場合は、この限りではない。

（複写、複製の禁止）

第4 受託者は、この契約による業務を処理するにあたって、本市から提供された個人情報が記録された資料等を、本市の承諾を得ることなく複写し、又は複製をしてはならない。

（目的外使用の禁止）

第5 受託者は、この契約による業務を処理するにあたって、本市から提供された個人情報を目的外に使用し、又は第三者に提供してはならない。

（資料等の返還）

第6 受託者は、この契約による業務を処理するにあたって、本市から提供された個人情報が記録された資料等を、業務完了後速やかに本市に返還するものとする。ただし、

本市が別に指示したときは、その方法によるものとする。

（事故の場合の措置）

第7 受託者は、個人情報取扱注意事項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに本市に報告し、本市の指示に従うものとする。

（契約解除及び損害賠償）

第8 本市は、受託者が個人情報取扱注意事項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。

【業務内容】

1 業務名

スケートボード環境調査業務

2 業務概要

本業務は、本市で試行運用されている手稲稲積公園スケートボードエリアに関する市民意見の把握と、本市都市公園および全国の公営スケートボード施設に関する諸情報を把握することを目的としており、主に以下の3点に大別される。

① 手稲稲積公園ヒアリング調査及び周辺世帯アンケート調査

- ・本年に試行運用が開始された手稲稲積公園内スケートボードエリアでのスケーターへのヒアリングおよび他の公園利用者へのヒアリングをおこなう。
- ・周辺世帯へのアンケート配布及び回答の集計・分析をおこなう。

② 本市都市公園スケートボード環境調査

スケート利用されているとされる市内の都市公園10か所程度について、施設状況や周辺環境などを調査・整理する。

③ 全国公営スケートパーク調査

全国の公営スケートパーク※整備事例の中から、10か所程度について、施設状況や整備経緯のほか、整備に関する一定の方向性や考え方の有無を調査、整理する。

※スケートパークは、スケートボードやインラインスケート、BMXのいずれかまたは複数の競技コースを備えた施設を指すものとする。

3 業務詳細

(1) 手稲稲積公園ヒアリング調査及び周辺世帯アンケート調査

ア 調査地概要

手稲稲積公園スケートボードエリア（運動公園）

住所：手稲区前田1条5丁目

規模：公園全体面積181,503㎡のうち約300㎡



図：手稲稲積公園内のスケートボードエリア位置図

イ ヒアリング対象および聴き取り項目

対象	調査数の目安 (人/日)	聴き取り項目の例
スケーター	10	満足度、施設要望ほか意見
他の公園利用者	20	スケートボードエリア設置に対する賛否など

調査対象や調査数、聴き取り項目の詳細は、別途担当者との協議の上、決定すること

ウ ヒアリング調査期間・時間

ヒアリング調査については、令和4年10月中の晴天の休日（土日）2日間とする。時間帯は、午前9時から午後6時までの任意の時間とする。なお、やむを得ず上記対象期間内で調査を終えることができなかった場合は、本市と協議の上、対象期間外に調査すること。

エ ヒアリング調査条件等

- ・調査は、天気予報（原則、気象庁データ）で降水確率が低いときに実施すること。なお、雨天等の日は調査してはならない。調査開始後に降雨があった場合は、本市と協議の上、再度調査すること。
- ・調査員は、別途本市から貸与する身分証明書、腕章を身に着けること。
- ・調査員は、公園利用者等からの問い合わせに対しては、丁寧に対応すること。

オ アンケート調査

本市担当者との協議からアンケート用紙を作成し、本市から指定する公園近隣の約470世帯へ配布すること。なお、配布世帯図は業務着手後に教示するものとする。また、回答を集計し、結果を取りまとめること。なお、回答方法については、郵送による回答あるいはQRコードによるオンライン回答の方式を採ること。

(2) 本市都市公園スケートボード環境調査

ア 調査対象公園

- ・無雪期中に下表を参考とした都市公園10か所程度と、業務期間中に生じる任意の3か所（現時点では未定）について、イの調査項目に基づき調査・整理する。詳細な調査個所は、業務着手後に別途協議し決定するものとする。

No.	公園名	住所	種別
1	川下公園	白石区川下	総合
2	月寒公園	豊平区平岸7条12丁目ほか	総合
3	もみじ台緑地	厚別区もみじ台西7丁目	都市緑地
4	山口緑地	手稲区手稲山口	都市緑地
5	豊平川緑地	南区ミュンヘン大橋～山鼻橋	都市緑地
6	北光緑地	東区北27条東1丁目	都市緑地
7	大通公園	中央区大通西2～5丁目ほか	特殊
8	科学館公園	厚別区厚別中央1条5丁目	特殊
9	南郷丘公園	白石区南郷通2丁目北	近隣
10	発寒西公園	西区発寒8条13丁目	近隣

イ 調査項目

① 与条件調査

各スケート環境について、少なくとも下表の事項を調査すること。また、スケート環境に課題がある場合は本市から提供する管理者への聞き取り情報（例：苦情内容や件数）や受託者による現地調査等を基に整理すること。

i. 立地環境	用途地域、周辺建築状況、公共交通手段、幹線道路配置など
ii. 施設情報	スケート利用区域、面積、舗装材質、地形、傾斜、駐車場有無等
iii. 現地写真	スケート利用区域の全景や詳細が把握できる現地写真の撮影 利用形跡があれば、それらも把握できる写真の撮影を含む

上記に加え、参考情報として、市内および隣接都市の民営スケート施設についても、インターネット等から得られる情報を用い、施設概況と位置情報等を整理し、併せて取りまとめること。

(3) 全国公営スケートパーク整備事例調査

本市と協議の上、全国の公営スケートパークを10か所程度選定し、ホームページやその他資料などから施設概況や整備経緯、管理運営体制等を調査、整理すること。

また、それらのスケートパークを有する各都市の自治体について、スケートパークの整備に関する考え方や方針の有無を調査すること。なお、調査手法は、インターネットや書籍、自治体関係者との電話・メール等を想定しており、他都市への現地踏査は想定していない。また、他都市自治体への聴き取りに際しては、あらかじめ本市より聴取先に依頼書等を提出上で聴き取りを開始することを想定する。

4 事前調整事項

- ・業務主任者は、調査前に現地確認することで各公園の状況を把握し、調査当日に従事する調査員に対し、調査する上での必要な注意事項等を説明すること。なお、調査員ごとの作業工程などに差異が生じないように配慮すること。
- ・調査前には、調査スケジュールを本市に報告し、承諾を得ること。なお、調査スケジュールは、天気予報等により変動するため、随時更新し本市に報告すること。
- ・調査の1週間前を目途に、調査員の身分証明書交付願い及び氏名・生年月日一覧を本市に提出すること。

5 報告書作成

上記業務の成果を取りまとめ報告書として本市へ提出すること。なお、作成に際しては、本市担当者によく協議し、構成や出来形について相互に確認しつつおこなうこと。

公 示 用

令 和 4 年 度 施 行

設 計 書

役務名称

スケートボード環境調査業務

札幌市建設局みどりの推進部

役務の名称 スケートボード環境調査業務

一 金	総委託費	円
	内 訳	
	委託費	円
	消費税等相当額	円

業務説明

1 業務の概要

本業務は、手稲稲積公園スケートボードエリアに関する市民意見を把握し、本市都市公園および全国の公営スケートボード施設に関する諸情報を調査するものである。

2 委託期間

契約締結日から令和5年1月24日(火)まで

3 仕様書

別紙のとおり

4 提出物

仕様書のとおり

札 幌 市

業務委託費内訳書

工種	種別	細目	単位	数量	単価	金額	摘要
直接人件費			式	1			第1号内訳書
直接経費			式	1			第2号内訳書
直接原価							
諸経費			式	1			直接原価×諸経費率
小計							
業務価格							
消費税相当額							10%
業務委託費							

